

決 定 書

申 立 人 X

被申立人 Y

区長 B 1

上記当事者間の都労委平成8年不第41号事件について、当委員会は、令和6年3月5日第1836回公益委員会議において、会長公益委員金井康雄、公益委員團藤丈士、同水町勇一郎、同神吉知郁子、同北井久美子、同田村達久、同富永晃一、同西村美香、同福島かなえ、同森円香の合議により、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

申立人Xは、令和2年2月1日に死亡した。また、同人の死亡の日の翌日から起算して6か月以内に、本件救済申立てについて、承継の申出はなかった。

したがって、当委員会は、労働委員会規則第33条第1項第7号の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和6年3月5日

東京都労働委員会

会 長 金 井 康 雄